

晩年の兼好法師

金子金治郎

晩年の兼好法師にかゝわる二つの伝記資料についていさゝか考察を加えてみたい。一つは大日本史料六編之十に見える伊勢神宮の記事であり、一つは実隆公記に見える仁和寺淨光院旧跡の記事である。いずれも新資料といふべきものではないが、これまで論及されていないようであるから、敢て取り上げてみる。もとよりこの二つとも、直接兼好の文学を解明するものでなく、いわば生活史の断片に過ぎないものである。けれども伝記資料の極めて貧弱な現状では、たとえそれが生活の断片であつても、それによつて生活環境の何程かが解明されるとすれば、やはりとりあげて考察しておく必要はある。

その前に晩年の兼好法師について、これまでの研究結果を摘記しておくほうがよいと思う。いちばんまとまつた研究として富倉徳次郎氏の「兼好法師研究」があるので、それによると、六十以後の兼好について知られている点は次のようになる。

康永三年 62歳 ○十月八日高野山金剛三昧院に短冊五枚奏納

貞和二年 64歳 ○閏九月六日公賢を訪ぬ。○この頃自撰家集執筆。

貞和四年 66歳 ○十二月二十六日再段公賢訪問。

観応元年 68歳 ○四月八日歿す。
右の中、自撰家集執筆を貞和二年とするのは、富倉氏の考證によるものであり、その他はすべて大日本史料が掲出するものであつた。なおこの期間のこととして、二条良基の近來風昧抄に見える次の記載も知られている。

貞和の比は、毎月三度の月次会百首の会、為定大納言の点又判などにて侍しなり。其の時の会衆はみな名譽の人々にて有しなり。家の人には為忠・為秀卿・定衆にて侍し。為明卿は時々まじり侍し也。頼阿・慶運・兼好・定衆にて所存を申し也。齋藤道英などは又勿論也。門真霜台入道・頼阿などもまぜ侍し。其比は頼阿兼三人何もく上手といはれし也。

（日本歌学大系卷五所収本。但し、同本「門真」と「霜台入道」の間に説点を加えたのは誤であらう。今除く。）

また、兼好法師集に見える變阿無常所（後出）に關聯して、兼好が變阿に隠棲した時期を、富倉氏は、兼好の歌友頼阿の仁和寺庵居の時期に結びつけて、頼阿と同じく貞和頃と考えていられる。（前掲書一〇八頁）以上の晩年の事蹟の中で、ここに取り上げる二つの資料は、はたしてどれだけの意味を持つてであらうか。

兼好が伊勢に下つたことは、偽書園太厩による兼好伝に見えて
 いるが、確かな資料からは導き出すことができなかった。偽書園太厩
 によると、康永二年九月十五日（61歳）に伊勢から商人に托して成
 忠の許へ二首の和歌を贈り、貞和五年五月廿三日（67歳）に頼阿と
 ともに伊勢国阿野明神に詣で寢覚友を著したことになる。も
 とより信じてたい妄誕であつた。それに対し、兼好法師集に伊勢下
 向の歌でもあるかというに、それが全く見られないのである。ただ

祭主定忠身まかりて追善に結縁経の歌すゝめ侍しに方便品
 をしなべて一つにほひの花ぞとも春にあひぬる人ぞしりける

の一首があり、伊勢神宮の祭主大中臣定忠（大中臣系図に、正和五
 名寂心。同廿四日）の追善に結縁のための和歌を説んでゐる。結縁
 卒。年四十五。）の追善に結縁のための和歌を説んでゐる。結縁
 和歌勧進の事情は不明であるが、必ずしも伊勢下向を意味するも
 でないことはいふまでもない。

このように伊勢下向については、何等確かな資料もないのであつ
 たが、大日本史料六編之十、貞和二年十月二十五日乙亥三宝院賢俊
 神宮ヲ拜セントシテ伊勢ニ赴ク、尊氏直義之ニ託シテ太刀神馬ヲ奉
 納ス」の条に掲出した賢俊僧正日記の記事によつて、兼好の伊勢参
 宮が明らかになれる。そこでまず掲出された日記の概要を摘記し、
 賢俊の参宮の模様を示してみよう。（原漢文。今要点）
 十一月廿三日。將軍尊氏第送別会。

廿四日。直義第にて送別和漢連歌五十韻、統歌百首。

廿五日。京都進發。屋野路（註。近江。國栗太郡）。夜「トウコ」の今宿（註。一宿）。

廿六日。（鈴鹿越え）屋坂ノ下（註。伊勢。國鈴鹿郡）。夜垂水（註。伊勢。國安濃）

郡）宿。竹福庄（註。同）に到り一宿。

廿七日。屋出發。夜棚橋宿。（大日本史料註。一説齋寺新要録ニ

橋御内棚橋ニ大袖宮法樂寺）（ヨルニ、伊勢國度会郡内城田郷大

アリ。齋齋寺ノ管轄タリ）

廿八日。廿九日、卅日、十一月一日、二日の五日間、棚橋滞在。

この間、諸堂巡礼、経藏・宝藏の検知等あり。法樂寺の宗俊法

印、賢惠法印・賢朝法眼・空相法印（東大史料。編纂所藏の形料

写本には一二位法印）と

あり。）（理典法印等の徵待あり）

三日。山田宿。参宮。内宮に尊氏の神馬（栗毛）直義の太刀（銀

箔作）、執事高師直の刀（銀引リヤウ）を奉納。外宮に尊氏の太

刀（借銅作）直義の神馬（鹿毛）を奉納。

四日。説宮（影写本に一鏡）二見浦巡礼。棚橋帰宿。

五日。棚橋発歸洛の途に宿く。會福庄宿。一宿。

六日。屋安乃津、夜坂ノ下宿。一宿。

七日。風今宿、夜野路宿。一宿。

八日。入京。万里小路に宿き、夜柳原に向う。

「首尾十四ヶ日之間、天晴不風雨之難。」（八日の条）という思まれ

た参宮であつた。

さてこの賢俊の伊勢参宮に兼好の加わつていたことは、十月廿九

日の記事の裏書に。「勢州下向人数」として次のように記されたと

ころに見ることが出来る。

阿衡 長命 龜徳 長陰律師 藤松 兼好不慮相伴 朝圓法眼

親宗 覺輝 印世 隆圓 良圓 任秀 中間一人 淨圓（命脱カ）

長若覚一人 龜徳三人 遁世者一人 朝圓五人
 穢密儀之間、毎時有存旨略式也

自鈴鹿山曾爾山越以下、參之間^{六十餘騎}

京都から賢俊に随行した者十四人（影写本によれば、淨圓は一中問一人）とあるものの注記のよう（外に、長命・龜徳・朝圓の若党九人、計二十三人の一行で、鈴鹿からは棚橋から迎えの人数が加わつたのであろうか、五十騎以上になっている。この人数の中に兼好が加わつて、參宮の行を共にしているのであるが、「不慮相伴」と註記しているところを見れば、予定の随行者の外に、急に参加したものと見える。もつとも、この「兼好一はわれわれの兼好法師とは、同名異人かも知れない、といった疑いも、強いてすればできるであらうが、貞和二年（兼好六四歳）という時期からいつても、また後に述べる賢俊との多少の繋りからいつても、われわれの兼好法師であつて少しも差支えがない。

「兼好」だけあるが、この部分の記載が略記の体であるから、「兼好法師」を略したものであろう。一行中の隆圓・淨圓が、もし菟玖波集の作者と同一人であれば、略さずに書けば菟玖波集記載のように、隆圓法師・淨圓法師となることもいくらかの参考にならう。隆圓・淨圓などは、それだけでも法師名と分るが、阿衡・龜徳・藤松・親宗・任秀など世俗のようにも思われ、そうすれば「兼好」も在家の者かともなりそうである。しかし、阿衡については、賢俊僧正日記貞和二年五月十二日の条で、賢俊の戒師、長駿の教導で出家をとげ、法号を寛融といつたことが知られ、（「竹園（後の教光院）御であつた）龜徳なども日記にしばしば見えている。（貞和二年正月十四日）（同日）僧正賢俊の随員といふ点を考慮すれば、一行すべて出家と見ても、そんなに大過はないであらうから、一兼好も、兼好法師でよく、われわれの兼好法師その人として、まず誤はないであらう。

賢俊の一行に加わつた兼好は、他の人々と同じように馬上の旅を続け、鈴鹿から安濃津に出、やがて、醍醐寺が管領する棚橋の大神宮法楽寺に到着、ここで数日の滞在在中、寺僧の款待を受ける。一行の中、賢俊を別にすれば、兼好は特別に遇せられていたようである。同じ日記の裏書に

今度引進馬驛

宗俊法印 月毛八寸 賢惠法印 河原殿 二位阿闍梨 栗毛

此外

宗法印、兼好ニ鹿毛引之 賢法印、阿衡ニ鹿毛引之。

と見えている。大神宮法楽寺の宗俊法印・賢惠法印・二位阿闍梨からそれぞれ主賓の賢俊に栗馬が贈られ、さらに宗俊法印から兼好に鹿毛一頭が、賢惠法印から阿衡に鹿毛一頭が贈られたという記事である。阿衡は前に記したように高貴の身分であつたらしい。それに対し、同じく馬一頭を贈られた兼好のほうは、一介の遁世者で、いたつて身分は低いはずである。それが、長駿律師（菟玖波集作者。權少僧都長駿。）や朝圓法眼（賢俊日記貞和二年二月十九日の条等に見ゆ。）などを越えて引出物を受けているのは、その歌人としての名譽のためであつたらう。

伊勢參宮の一行に加わつたについて、賢俊との間にいくらかの繋がりがある。前にいつたのは、例の高野山金剛三昧院奉納和歌についてである。尊氏・直義・師直等足利幕府の主腦部の者、御子在家の為明、冷泉家の為秀、頼阿・慶運・淨弁等二十八人の作者の中に兼好も加わつている。康永三年十月八日の日附を持つ直義の跋文を見ると、「抑先年因人或人感靈夢。以南無釈迦仏全身舍利之数字。各冠和歌之首句以詠之」とあつて、奉納の由来を記している。この

「或人」とは、百二十一首の養頭歌の作者賢俊その人であるにちがいない。この奉納和歌は、たまたま足利幕府において重用された賢俊の位置を示すものであつたが、(建武二年九州落ちをした尊氏のために後伏見院の院宣を請うなど、賢俊は足利氏のために献身的な活躍をした)兼好については、ここに賢俊との繋りの一端が示されている。というより、賢俊をも含めて足利幕府への接近を示すものであつた。貞和四年十二月二十六日の公賢再度訪問が「武藏守師直狩衣以下事談之」という用件であつたことを附け加えるならば、兼好と幕府関係者との接近はいつそらはつきりする。そこへ今度の伊勢参宮である。これによつて賢俊—その背景に足利幕府のあつたことも考慮して—との近い関係が明らかに浮び上つてくるわけだ、晩年における兼好の生活圏を推すことができるのである。

賢俊への接近に關聯して、一つ見落してならないのは洞智院のことである。洞智院宮(聖尊法親王)に和歌を奉つたことは兼好法師集に見えるところである。皇胤紹運録に「仁」と註記しているところから仁和寺門跡としたものもあるが、諸門跡譜に明らかにならうに三寶院門跡であり、醍醐寺の五十八代の座主であられた。(賢俊は三寶院法務僧正。聖尊・聖尋について三寶院門跡。六十五代醍醐寺座主となる。)聖尊法親王無品後二条第五皇子。後宇多帝御孫。文保三七於山門受戒。十七歳。希代也。心安三九廿七歳。六十八歳(諸門跡譜。三寶院の項)とあり、邦良親王の御弟の宮であつた。後宇多院・後二条院・邦良親王と三代に亘つて縁故の深い兼好が、この宮にもまた親近したことは自然であつたが、醍醐寺三寶院・洞智院宮・賢俊と結んでみれば、兼好の生活圏の中でもそこは格別関心の深いところであつたにちがいないのである。

ここで伊勢参宮のことに返つてみると、その際詠まれたかも知れない歌など、前に述べたように家集の中にも発見することができない。それは賀倉氏の考証のように、自撰家集の編纂が、ちようどこの貞和二年ごろだつたという。歌集編纂の時期の問題と関係のあることも知れない。次に偽書園太監に見える両度の伊勢在国の記事は、偽書なりに何等かの拠り所があつたかどうか、それとこの伊勢参宮と関係があるかどうかの問題であるが、年次の相違(偽書園太監では、初度康永二年、再度貞和五年)、偽書が持つ内容(初度成忠音問、再度寝覚友著作)などから見ても、まずは無関係といふことにならう。

○ 仁和寺淨光院旧跡について見よう。醍醐寺とともに仁和寺も真言宗である。天台の本山比叡山横川に隱栖した兼好が、真言寺院に關係するようになったのは、取り立てていふほど不思議でも何でもないらしい。ことに遁世者であつてみればなおさらである。それよりも、家集について検しても明かならうに、天台・真言のような旧仏教に關係した面は見られるが、新仏教、ことに武家とともに探頭する禪宗に關係した面の見られないのは著しい現象であつた。兼好像を規制する一面といつていいかも知れない。

さて兼好と仁和寺との關係は、變岡に無常所を許けたことが、確かな資料としては唯一のものであつた。挙げるまでもないと思うが、ならびのをかに無常所まうけてかたはらにさくらをうへます

とて

ちきりをく花とならひのをかのへにあはれいくの春をすくむ
と家集に見えるものである。變岡に自らの隱所を設けたとあるのは、

おそらくそこに住むようになったことを意味するであらうし、また晩年のことに属するであらうとは、誰しも一応考えるところである。が、何しろこれだけの資料では、あまり立ち入つたことは考えにくいわけである。ただしその位置については、「元在二二岡」註。雙岡の東隈をさす。(西麓一近世其墓移二岡東長泉寺一)山城名勝志卷八。葛野郡。「兼好法師旧跡」の条。)という説があり、現に長泉寺内にその墓石が残つているよしである。もつともそれは古いものでなく後世の偽物だといふ。(富倉氏「兼好法師」の墓石が偽物だといふこと、墓がもとこの岡の西麓にあつたといふ説とは、切り離して考えてもよいことである。が、その説にしても、ただ根拠があつたものか不明であつて、要するに動かないのは、雙岡に無常所を設けたといふ事案だけであつた。

これに対して、奥隆公記には、浄光院を兼好旧跡だと記している。文龜三年十月十九日の条で、兼好歿後百五十年の記録ではあるが、これには拠るところがあつたように思われる。

以誓状甲真乘院僧正、真光院僧正等、井申入仁和寺宮了、口(是)

故弘覚法親王事也、去十六日於浄光院兼好法師旧跡奉葬之。

というのがそれである。これは、文龜三年七月十五日御入滅の仁和寺門跡弘覚法親王(後光台院御室。法名法深。又静覚。木寺殿邦康親王御息。)に關するもので、文中の真乘院・真光院・浄光院はいずれも仁和寺の院家である。(仁和寺諸院家記)その中、弘覚法親王を葬つた浄光院が、たまたま兼好法師の旧跡であつたといふのである。この註記に拠り所のあつたらしく感じるのは、弘覚法親王が木寺宮家の方であつた点にある。というのは、木寺宮家は後二条天皇の皇子邦良親王に始まり、弘覚法親王まで六代続いた宮家であ

つたが、仁和寺とは深い關係がある。宮家の称号となつた木寺は仁和寺院家の一つであり、(仁和寺諸院家記)四代世平親王の御子承道准三后は法金剛院御室と称し、弘覚法親王の前任の仁和寺門跡であつた。(仁和寺御室系譜)かように仁和寺と關係の深い宮家であるが、宮家の祖邦良親王といへば、兼好伝に重要な位置を持ち、両者は深く結びつていた。かようなわけで、外ならぬ弘覚法親王を葬つたといふ事案から推察して、浄光院を兼好旧跡とする註記には、然るべき根拠があつたらうと推測するのである。

浄光院については詳かにしないが、山城名勝志卷八には、池上寺(仁和寺院家の一)と並べて挙げている。池上寺に近かつたと思ふのであつて、池上寺が「双岡東方也」(仁和寺諸院家記)とあるのを見ると、やはり雙岡の東にあつたようである。いつたい雙岡の東、妙心寺のある花園の丘陵との間は、もと雙池といふ池になつており、(山城名勝志卷八)雙岡の東麓、法金剛院の北に當る部落を池上村と稱していたといふ。(雍州府志第五。法金剛院の条。)池上寺の名の起る所以であつた。そして、浄光院もこの池上の地にあつたらしく、「浄光院池上」(仁和寺諸院家記)と註記されたりしている。

浄光院を、雙岡の東麓、池上の地にあつたとして、そこが兼好旧跡だといふのは、はたしてどういふ意味であらう。それに雙岡に設けた無常所のこととも考慮すれば、どうなるか。生前自らの墓所を営んだとあれば、その地に住んだらうとは自然の推測で、(富倉氏前

掲書一〇七頁参照)その推測に立てば、住んだのは浄光院というところになるようである。「旧跡」の意味を軽く考えれば、立ち寄つて歌一首詠んでも旧跡とならうが、それを重く考えれば、相当期間居住したとか、そこで歿したとか、墓所があるとかいうことになり、兼好の場合は、無常所を設けたといふ材料が加わるから、すくなくとも相当期間の居住と、墓所の存在という重い意味の解釈も可能にならうかと思ふ。そこで歿したかどうかを決することは早急にはいえない。ただ、大日本史料が引用して兼好の歿年を立てている諸寺過去帳に、兼好の歿年を挙げるに當つて、法金剛院の過去帳によつてゐる。この法金剛院が池上の南に近接し、かつ仁和寺院家の一つでもあつたのは、(仁和寺諸院家記。その他)だから兼好が仁和寺で——この場合仁和寺院家浄光院で歿したとはならないにしても、そういう場合が、法金剛院過去帳に記載される公算が最も大きいとはいへる。推測的結論になるが、兼好は仁和寺院家浄光院に住み、そこに歿し、生前設けた雙岡の無常所もそこにあつた、といちおう記してみた。

浄光院に住んだといつたが、これは詳しくない。無常所が浄光院だといふのも同様である。といふのは、兼好は遁世の法師にすぎない。だから住むといつても、浄光院所屬の寺僧として住むのは稽當でない。歌友頼阿の草庵集に

兼好庵室にまかりて歌よみ侍しに暮秋

しくれする雲のたえまを行月のはやくもくるゝ秋の空哉(卷五秋下)

というのがある。この「兼好庵室」が仁和寺にあつたかどうかには迷ひがたい。また、それをここで問題にするつもりもない。ただ、

こういった草庵の生活は、浄光院においても同じであつたらうと思ふのである。つまり、浄光院の寺域の中か近傍に草庵を営み、寺僧ではないが何かと浄光院の庇護の下に生活したろうと考へたいのである。墓所も同様、雙岡の中、浄光院の域内とか、浄光院に關係のある場所とかに営んだと考へるのが稽當であらう。

浄光院の兼好旧跡の意味するところを、多分の推測を交えながら以上のように解釈してみた。この浄光院のことは、兼好の家集にも他の關係資料の中にも所見がない。ただ歌友頼阿法師に

兼好すゝめ侍し浄光明院三首に同心(待花)を

山ふかきわかればいと風さへていづくも花のおそき春かな(草庵集卷二春下)

の歌がある。この詞書に見える「浄光明院」が、もし浄光院と同じであれば、これが一つの資料になる。兼好が、庇護を受けてゐる浄光院において三首和歌を偈した。参加を勧誘された歌人は、頼阿のように仁和寺の地域内に住む、(頼阿は貞和ごろから仁和寺内に住むようになったらうと、富倉氏は兼好法師研究で述べてゐる。一〇八頁。)敬愛者をはじめ、浄光院の寺僧ももとより加わつてゐたであらうし、都のほうの作者にも及んだかもしれない。そういう場合面を想像させる、これが資料となるはずである。ただしこれは、浄光院旧跡というに索かれた結果、「浄光明院」を強いて浄光院に結び付けようとしたとの謬はまぬがれないかも知れない。後々のために、暫く辭察をメモしておくに過ぎない。